

- 議案第107号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第108号 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第109号 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
-

【要旨】

高知県人事委員会は、職員の給与実態、及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行い、平成24年10月9日、職員の給与について所要の措置を講じるよう勧告しました。

その主な内容は、

- (1) 民間のボーナス(3.84月)との均衡を図るため、期末・勤勉手当を引き下げる(△0.05月分)
- (2) 月例給は、職員の給与が民間の給与を上回っていることが認められたが、その較差は極めて小さく、改定なし(△244円、△0.07%)

であります。

今回の条例改正は、この勧告に基づき、一般職の職員給与及び町長等の特別職の特別給の支給月数の改定を行うものです。

【主な改正内容】

○一般職

期末・勤勉手当

- ① 期末手当及び勤勉手当(平成24年12月期)

期末手当について、12月期の支給割合を1.325月分に改定。(0.05月分の引き下げ)
勤勉手当については、改定なし。

【条例第1条関係】

- ② 期末手当及び勤勉手当(平成25年度以降)

期末手当について、6月期の支給割合を1.200月分に改定し、12月期の支給割合を1.350月分(年間2.55月分)に改定。

勤勉手当については、改定なし。

【条例第2条関係】

※ 現行3.90月分 → 3.85月分(△0.05月分)

○特別職

期末手当

(平成24年12月期)

期末手当について、12月期の支給割合を1.50月分に改定。(0.05月分の引き下げ)

【一般職の職員の期末・勤勉手当】

【町長等特別職の期末手当】

●期末手当引下げ（△0.05 月分）による H24 影響額

期末手当	【全会計】	対象人員 306 名	△5,304 千円 (1 人平均 17 千円)
	【一般会計】	対象人員 249 名	△4,308 千円 (1 人平均 17 千円)

期末手当	【 全会計 】	対象人員 3 名	△110 千円 (1 人平均 36 千円)
	【一般会計】	対象人員 3 名	△110 千円 (1 人平均 36 千円)

新旧対照表（第1条関係）

○四万十町一般職の職員の給与に関する条例

新	旧
（期末手当） 第31条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 略	（期末手当） 第31条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。 4～7 略

新旧対照表（第2条関係）

○四万十町一般職の職員の給与に関する条例

新	旧
（期末手当） 第31条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の120</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の64</u>」と、「<u>100分の135</u>」	（期末手当） 第31条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」

新	旧
とあるのは「 <u>100分の73.5</u> 」とする。 4～7 略	とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～7 略

新旧対照表

○四万十町長等の給与及び旅費に関する条例

新	旧
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合においては100分の 140、12月に支給する場合においては <u>100 分の150</u> を乗じて得た額に、基準日以前6 か月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) 略 3～4 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合においては100分の 140、12月に支給する場合においては <u>100 分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6 か月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) 略 3～4 略

新旧対照表

○四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

新	旧
(給与) 第2条 略 2～3 略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合においては100分の 140、12月に支給する場合においては <u>100 分の150</u> を乗じて得た額に、基準日以前6 か月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) 略 5～6 略	(給与) 第2条 略 2～3 略 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合においては100分の 140、12月に支給する場合においては <u>100 分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6 か月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) 略 5～6 略